別添

マイナンバーの取扱いについて

平成28年1月1日から，「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく個人番号（マイナンバー）の利用，提供及び本人確認の措置など，同法に係る主要な規定が施行されます。

○ 個人番号（マイナンバー）は，重要な個人情報です。

○ 裁判所の手続において，マイナンバーが記載された書類を提出等される場合は，次の点に十分ご留意ください。

不必要にマイナンバーの記載された書類を提出しないこと

手続等のためにマイナンバーを裁判所に提供する必要があるか否かを十分に検討し，不必要にマイナンバーが記載された書類を提出しないようにしてください。

提出者ご自身でマイナンバー部分のマスキングをすること

裁判所に提出する書類にマイナンバーが記載されている場合には，提出者ご自身でマイナンバー部分のマスキングをして，マスキング後の書類を裁判所に提出してください。

（マスキングの参考例）

氏　　名	山　　○　　△　　子
住　　所	山口市○○1丁目2番3号
個人番号	[redacted]

コピーをとって，「個人番号（12桁）」全部をマスキングしてください。

マイナンバーが記載される書類の例

マイナンバーが記載される書類としては，次のものなどがあります。

（例）

住民票写し，源泉徴収票，社会保障や税に関する各種申告書（確定申告書など）

※ ご不明な点は，裁判所の受付にお問い合わせください。

山口家庭裁判所
（受付係直通）083－922－9148